

第1回 東広島市域における総合的な治水対策協議会 議事概要

1 規約の承認

委員により承認され、令和元年12月19日付けで施行となった。

2 委員長選出

委員の互選により、内田委員が委員長に選出された。

3 総合的な治水対策の必要性

- ・東広島市域においては、豪雨などによる浸水被害が毎年のように発生していること、また、市街化が進んでいる地区があるなどの現状を踏まえ、河川改修等の治水対策だけではなく、河川への雨水流出を抑制する等の流域対策を併せて行う、総合的な治水対策の必要性を確認した。
- ・市域の各地において浸水被害が発生している状況ではあるが、まずは都市拠点として位置付けられている西条地区及び著しく市街化が進んでいる八本松地区を流域に含む黒瀬川上流域を対象として、これらの地区を検討することとした。

4 現状・既往計画の確認

特に意見なし。

5 検討の流れ(案)

- ・市域各地区において浸水被害が毎年のように発生していることを踏まえ、浸水要因や土地利用状況等を把握し、市域の全体的な課題を整理する。
- ・西条地区及び八本松地区を検討対象とし、市街化による影響を加味した黒瀬川上流域の流出解析・氾濫解析等を行い、課題を整理する。
- ・流域対策や河川改修等について目標を定め、ハード対策を基本とした取組内容を検討し、ロードマップを作成する。